



## 西台地区 地域計画だより

令和5年5月 第1号  
浪江町役場・農業委員会  
西台行政区

春の日差しが心地よい毎日でございますが、皆様にはお健やかに暮らしのことと存じます。また日頃から町の農業行政にご理解賜りありがとうございます。

国の新たな制度で、令和5年度・6年度の2年間で「地域計画」を各地域で策定していくことになりました。策定にあたっては、町・双葉農業普及所・農業委員会・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

将来的には農地バンクに農地所有者様が農地を貸して、農地バンクが担い手に貸すという仕組みを取入れていく手段もあります。おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、担い手農業者・農業後継者・農地所有者・地域の方々も交えて、地域農業の将来について皆様との話し合いを本格的に始めていこうと町として考えているところです。皆様の意向を是非とも町へお聞かせ下さい。よろしくお願いいたします。



浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

### 1 地域計画とは

- ◆全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作農地が増加しています。浪江町でも例外ではなく、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。



**「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。**

地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。

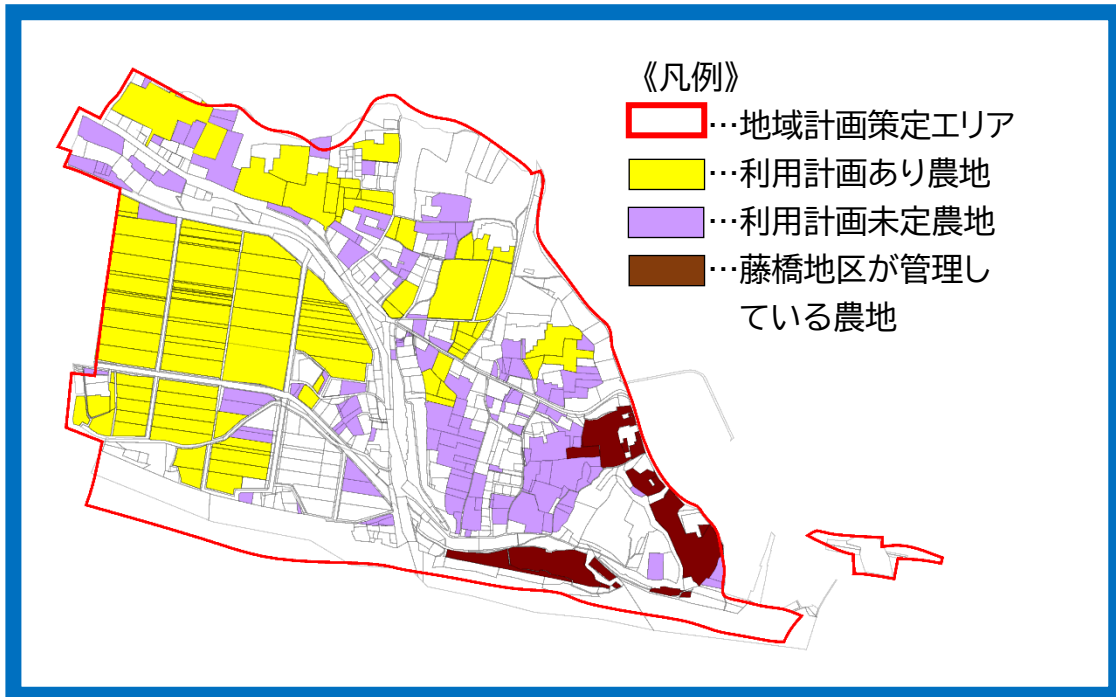
- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がお手伝いできます。
- ◇現在行っている管理耕作は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後(令和8年度以降の見込み)は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。



❖ 皆様のお気持ちを関係者へお聞かせください ❖

## 2 西台地区の地域計画エリア(案)について

《※大字界が基本となります。》



### ◆西台地区地域計画策定エリア(案)データ◆

- ▶西台地区 地域計画策定エリア面積…25.2ha(藤橋地区が管理している農地抜き)
- ▶利用計画あり農地面積…17.4ha
- ▶利用計画未定農地面積…7.8ha

※農地面積については、令和4年12月時点のデータに基づいて算出。

※利用計画のある農地については、JAマッチング2022の担い手確認会の際に確認した利用計画です。

※確定値ではございませんので、予めご了承下さい。

これまでの  
経緯

- ▶令和4年11月17日…西台行政区長と顔合わせ  
(参加者)西台行政区長、関係者3名→計:4名  
(内容)西台地区の現状をお聞きし、進め方の打合せなど
- ▶令和5年4月22日…第一回 地域計画打合せ  
(参加者)西台地区の農業者4名、関係者12名→計:16名  
(内容)関係者からの制度説明、意見交換など

4/22 詳細は④ページ上部より

## 参加者

### 《西台地区》

- ▶農事組合法人 西台生産組合から農業者3名、個人農業者1名…計:4名

### 《関係者》

- ▶浪江町役場(農林水産課 農政係)、浪江町農業委員会事務局、農地利用最  
化推進委員、双葉農業普及所、JA福島さくら、官民合同チーム、福島県  
農業振興公社…計:12名

合計:16名

## 説明内容

### ▶①地域計画の概要

→策定するエリアを決めて、地域の話合いやアンケートを通じ、「誰が、どこで、  
何を作るのか」を地図化し、空いている農地はどうしていくかを決めていき  
ます。

### ▶②農地バンクの活用

→農地を農地バンクに預ける場合のスケジュールについて

### ▶③今後の営農計画

→おおむね10年後を見据えた利用計画について



## ご意見

- ▶担い手の意見に偏らず、農地所有者の意向にも耳を傾けてほしい。
- ▶農地所有者を集めて制度説明をしてほしい。
- ▶すぐに使える農地とは言い難いところもある。
- ▶地区内でイノシシ被害対策のモデル地区で住宅周りに柵が張っており、そ  
の中にある農地には、大型機械で入るのは困難である。
- ▶農地は所有者が耕作・維持管理するのが基本。最低限草刈りをする等、対応  
が難しい場合は外部へ委託する手段もある。

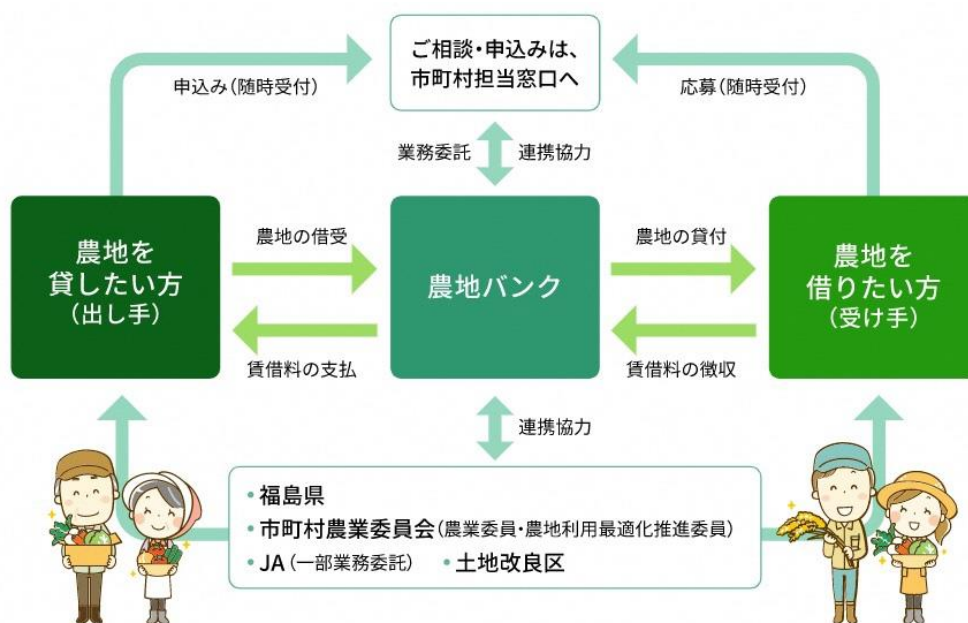


## 今後の 進め方

- ▶利用計画未定農地は、耕作に不向きな所もある。そのため現地の確認を行っ  
ていく。
- ▶現地の確認後、営農していく必要がある農地を図面化し、再度西台地区担い  
手の方々にご足労願ってお諮りする。
- ▶農地所有者様の意向(貸したい、自分で耕作する、自分で維持管理する等)を  
今後確認していく。
- ▶担い手だけでなく地域全員の問題なので、打合せ内容を『地域計画だより』  
としてまとめ、農地所有者にもお伝えしていく。

### 3 農地バンクについて

- ▶農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。
- ▶農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、農地を借りたい方へまとまりのある面積で長期間貸付けます。
- ▶農地の貸し借りの複雑な手続き等を担います。



農地所有者様と地域の関係者が一体となって話し合うことが大切です。

❖ 浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❖ 浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❖ 福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

(携帯)070-8688-9529



❖ お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい ❖

